最終更新日：2017年6月22日

アルプス物流
代表取締役社長 臼居　賢
問合せ先：理事 財務部長 荒川信一 045-532-1982
証券コード：9055
http://www.alps-logistics.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

アルプス物流グループは、当社の親会社であるアルプス電気(株)を中心としたアルプスグループに属しており、当社は同グループにおける物流事業部門の基幹会社と位置付けられています。
アルプスグループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。そして、株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランス良く満たし、その利益を直接・間接的に還元することを基本としています。
当社は、2016年6月21日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。取締役会から独立した監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、監査・監督機能を強化することで、一層のコーポレート・ガバナンスの強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ります。
また当社は、株主、顧客、地域社会ならびに従業員等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、企業として実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するために「株式会社アルプス物流 コーポレート・ガバナンス・ポリシー」を制定し、当社ホームページにて公開しています。
(http://www.alps-logistics.jp/pdf/profile/co_gaba_po160530.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4．議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】
現在、当社は、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用やインターネットによる議決権の行使、招集通知の英文版の作成は行っていません。今後、株主の構成や議決権行使の状況などを鑑みながら、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
1．政策保有株式に関する方針
当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有するか否かを判断します。

2．政策保有株式に係る議決権行使基準
政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期的に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るものまたは会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。なお、支配株主(親会社)及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

【原則3－1．情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画
当社では、企業理念、経営戦略、中短期経営計画を、ホームページ (http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html) や決算説明会資料 (http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/directnavi.html) などで開示しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針をホームページ (http://www.alps-logistics.jp/jpn/profile/csr_governance.html) や当報告書の「Ⅰ.1 基本的な考え方」などで開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・報酬決定の方針
当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。
具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a) 業務執行取締役の報酬
当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、業務執行取締役の報酬を構成しています。
業績連動賞与は、単年度の業績に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまで

も株主と共有する仕組みです。

b) 業務執行取締役以外の取締役の報酬
当社では、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き
当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
・指名の方針
当社では、取締役会において審議・決定及び監督を行うための十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役選任基準を定めており、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としています。

・指名の手続き
上記の方針に基づき、取締役会において取締役候補者を決定しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役の候補者を指名し株主総会に上程するにあたっては、株主総会招集通知の参考書類において、当該候補につき個々の指名理由を開示しています。

【補充原則4－1－1．経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則に規定しています。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社の社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準に基づき、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4－11－1．取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任するとともに、業務執行を行う取締役は、当社の経営遂行に向けて必要な各事業、管理などの分野を統括できる人材、社外取締役は専門知識を有し、中長期的な成長を促すべく監督機能を発揮できる人材をそれぞれ選任することで、知識・経験・能力のバランスの多様性を図っています。また、規模については、取締役会での実質的な議論が可能となるよう、定款にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内、また監査等委員である取締役は5名以内と定めています。

【補充原則4－11－2．役員が他の上場会社等の役員を兼任する場合における兼任状況】
当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況につきまして、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。
取締役　片岡　政隆　アルプス電気株式会社 代表取締役会長（2016年6月23日付で同社取締役相談役に就任予定）
　　アルパイン株式会社　取締役

【補充原則4－11－3．取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、2017年3月期より、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、取締役会の実効性評価を実施することといたしました。
取締役会の実効性評価にあたり、全取締役に対し、取締役会の構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制等について設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そして、これらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当取締役が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。
結果につきましては、2016年6月以降の現体制における取締役会におきまして、議論、審議、運営が適切に行われていることが確認され、大きな問題点は見当たらず、実効性が確保されていることが検証できました。
一方、各員の率直な意見を求めたことから、取締役登用に向けた人材育成の必要性、中長期課題についての議論の充実、増大するリスクへの認識共有と管理強化、当評価の実施方法等について建設的な意見が寄せられました。
今後、これらの意見に基づき、短期及び中長期的な検討を行っていくとともに、当評価を継続して行ってまいります。今回、各取締役の見解・意識がより明確になり、これらを共有化することで更に一体感のある経営姿勢を育み、当社のガバナンスならびに企業価値の向上に活かしてまいります。

【補充原則4－14－2．取締役に対するトレーニング方針の開示】
当社は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができる機会を提供することとしています。具体的には、新任取締役研修や、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。
また、監査等委員である取締役については、関係外部団体に加入するなどし、監査等委員会による監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてそれらが主催するセミナーや研修を受講しています。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
(1) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備
当社は、戦略的な情報発信の強化を目指し、管理担当取締役及び財務部がIR機能の主体を担っています。また、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、財務部を窓口にし、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役などが面談対応を

行っています。

(2) 個別面談以外の対話手段
決算説明会や株主通信「IRレポート」の年2回発行、株主総会での株主懇談会の開催などにより、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。

(3) 社内への適切かつ効果的なフィードバック
株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

(4) インサイダー情報の管理方針
当社では「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
アルプス電気(株)	16,526,800	46.58
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	3,067,200	8.64
TDK(株)	2,804,400	7.90
アルパイン(株)	792,000	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	768,900	2.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012	570,700	1.60
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	503,600	1.41
立花証券(株)	411,400	1.15
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	380,200	1.07
アルプス物流社員持株会	368,740	1.03

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	アルプス電気（株）（上場：東京）（コード） 6770

補足説明 更新

大株主の状況は、2017年3月31日現在の状況です

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主（親会社）及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社グループは、親会社であるアルプス電気（株）を中心としたアルプスグループに属しており、当報告書の「Ⅰ. 1 基本的な考え方」をベースに、アルプスグループ経営規範（「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」、「グループ環境憲章」）のもとで、当社グループ全体の体制整備に努めています。

アルプス電気（株）は当社株式の48.8%（間接所有割合含む）を所有しており、親会社の取締役1名が当社の取締役を兼務しています。当社は、アルプスグループの中で、上場会社として自主性を尊重されており、経営計画の立案、業績管理を行い、自立した経営判断のもと事業活動を展開しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大山　高	他の会社の出身者											
遠山　悌二郎	他の会社の出身者											
三浦　修	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山　高	○	○	―――	同氏は、電子情報技術産業協会等で理事を勤めるなど当社の主要顧客が属する電子産業に関し、豊富な知見を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。

遠山　悌二郎	○	○	―――	同氏は、金融機関等で取締役を歴任しており、会社経営者としての豊富な知識･経験を持っております。また、金融機関等での業務を通じて、会社経営に対する客観的な視野･見識を有しております。これらの知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。
三浦　修	○	○	―――	同氏は、長年に亘り、弁護士として活動し、法律の専門家としての豊富な知識･経験等を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、これら法律に関する知見を活かし、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、監査等委員会補助スタッフを配置します。
当該スタッフについては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査等委員会と会計監査人の連携状況）
　監査等委員会は、会計監査人に監査等委員会、監査等結果報告会などへの出席を要請し、会計監査報告を受けるとともに適時、情報交換を行うことで相互の連携を深めていきます。
（監査等委員会と内部監査部門の連携状況）
　監査等委員会は、当社の内部監査部門である内部監査室と連携し、当社及び国内外の関係会社の業務の妥当性と有効性の検証･評価を実施しています。監査結果は、定期的に代表取締役及び取締役会に報告され、牽制機能の充実ならびに業務改善に繋げていきます。
　また、各監査等委員と内部監査室長はアルプスグループ監査等委員会連絡会に参加し、アルプスグループ内での監査情報の交換を行い、監査業務のレベル向上を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社の社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準に基づき、独立社外取締役を選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の「[取締役報酬関係] 報酬の額またはその算出方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの内容については、後述の「[取締役報酬関係] 報酬の額またはその算出方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年3月期における役員報酬の内容は以下のとおりです。
なお、当社は2016年6月21日付けで監査等委員会設置会社に移行をしております。同事業年度における会社の機関につきましては、移行前は監査役会設置会社、移行後が監査等委員会設置会社です。
(取締役及び監査役に支払った報酬)
取締役(監査等委員を除く) 10名 178百万円 (うち社外取締役 1名 1百万円)
取締役(監査等委員) 4名 30百万円 (うち社外取締役 3名 17百万円)
監査役 4名 7百万円 (うち社外監査役 2名 2百万円)

注1 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでいません。
注2 上記の支給額には、以下のものが含まれています。
・当該事業年度における取締役 (監査等委員を除く) 6名に対する役員賞与の未払費用計上額47百万円
・当該事業年度における取締役 (監査等委員を除く) 6名に対するストック・オプションとして付与した新株予約権に係る株式報酬費用計上額16百万円
注3 上記の他、当該事業年度中に退任した取締役1名に対し6百万円の役員退職慰労金を支給しています (過年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額は除く)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬決定の方針
当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上に向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の永続的な企業価値の向上を図ります。
具体的には、以下の様な報酬の構成としています。
a) 業務執行取締役の報酬
当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、業務執行取締役の報酬を構成しています。
業績連動賞与は、単年度の業績に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。
b) 業務執行取締役以外の取締役の報酬
当社では、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。
・報酬決定の手続き
当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるよう、社外取締役の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設置しています。
また、監査業務の実行に際しては、内部監査室が監査業務を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役、取締役会
当社の取締役会は、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、充分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

物流事業を営む当社においては、担当取締役を本社の各機能及び事業本部ごとに設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

2．監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めます。また、法律の専門家である弁護士や、他社の役員経験者などである社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べます。さらに、監査等委員会の職務の補助者を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

3．会計監査人

会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は、内部監査室及び監査等委員会と必要に応じ、情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

4．内部監査室

当社では内部監査室を設置し、当社及び国内外の関係会社について、業務の有効性と効率性を含めた監査を実施しています。監査結果を定期的に取締役会に報告し、牽制機能の充実を図るとともに、業務改善提案も行っています。

また、アルプスグループ監査等委員会連絡会に参加し、アルプスグループにおける監査情報の交換を図っています。

5．ＣＳＲ委員会

当社は企業の社会的責任を果たすため、代表取締役社長の直轄組織としてＣＳＲ委員会を設置しています。当委員会は、5つの部会（内部統制、コンプライアンス・リスクマネジメント、規程管理、情報管理、環境）で構成され、委員会ではＣＳＲ全社方針・体制に関する事項や各部会の活動方針の審議・決定及び進捗状況の確認を行い、各部会では定められた方針に基づき活動しています。また、取締役会に対し定期的に、活動状況の報告、方針等の提案を行っています。

6．経営計画会議

当社は、経営計画会議を年2回開催し、当社ならびに当社グループ各社の中・短期の経営計画（案）の策定、進捗確認と必要に応じた見直し（案）の策定を行い、取締役会に提案しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会自身が行うとともに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責務を負っています。

当社においては、機能別に組織体制を敷いており、相互の関係性と専門性が高いため、事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、監督機能も高まると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より1週間早く、株主総会開催日の3週間前に発送しています。また、株主の皆様への早期情報開示の観点から、東証及び自社ホームページにて招集通知の発送前開示を行っています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は毎年、集中日を回避して株主総会を開催しており、今後もこの方針を継続する予定です。
その他	招集通知をホームページ内のIR情報サイト（http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html）に掲載しています。 株主総会閉会後、株主懇談会を実施しており、取締役全員が出席しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年1回、開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報サイト（http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html）を開設し、適時開示資料やアナリスト向け決算説明会資料、有価証券報告書、IRレポート（株主通信）、株主総会招集通知、IRスケジュールなどを掲載しています。また、個人投資家向けのページを設置し、事業内容をわかりやすく紹介しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役　管理担当　中村　邦彦 IR担当部署及び事務連絡責任者　理事　財務部長　荒川　信一	
その他	IRレポート（株主通信）を通期及び第2四半期の年2回作成し、株主に送付しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、アルプスグループコンプライアンス憲章の下に制定した倫理規程において、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心掛けることを謳っています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、アルプスグループ環境憲章の下に環境方針を制定し、総合物流企業としてグリーンロジスティクスに積極的に取組み、地球環境の保全に貢献していきます。また、ＣＳＲ委員会を中心に、企業の公共的・社会的使命を果たすべく、ＣＳＲ活動の推進に取り組んでまいります。
その他	＜女性の活躍の方針・取組み＞ 当社は、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、2019年3月末までの3年間の行動計画を策定しました。目標として、役職者に占める女性の割合を12%から15%に引き上げることを掲げ、（1）社員の意識改革、（2）女性の能力開発、（3）女性のキャリア継続支援の拡充に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、アルプス電気（株）を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制を整備します。

1．当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

(1)当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、利害関係のない独立した社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(3)当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(4)当社は、取締役の職務執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査等委員として株主総会で選任されるよう監査等委員候補者の選任基準を設定します。

(5)当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(6)当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理ならびに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1)当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。

(2)当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。

(3)当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

3．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1)当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(2)当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。

(2)当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(3)当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

5．当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。

(2)当社は、当社グループ内での取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。

(3)当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」と言います）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。

(4)当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告します。

(5)当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

6．監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、監査等委員会補助スタッフを配置します。

7．当社の監査等委員会補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

(2)当社は、常勤監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

8．当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

(1)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査等委員会への報告体制を整備します。

(2)当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

9．当社子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(1)当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役･監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

(2)当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

10．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の従業員等や当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告･通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

11．当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について

(1)当社は、監査等委員会の監査に関する費用について、監査等委員会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還します。

(2)当社は、監査等委員会が緊急または臨時に支出する費用について、監査等委員会からの請求に基づいて前払または償還します。

12．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1)監査等委員は、取締役会に加え、経営計画会議等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。

(2)監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。

(3)監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

13．財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備･運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認した上で、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。
人事総務部が反社会的勢力及び団体に関する対応を統括する組織として、社内関係部門及び警察等外部専門機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、該当部門への情報提供や教育を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

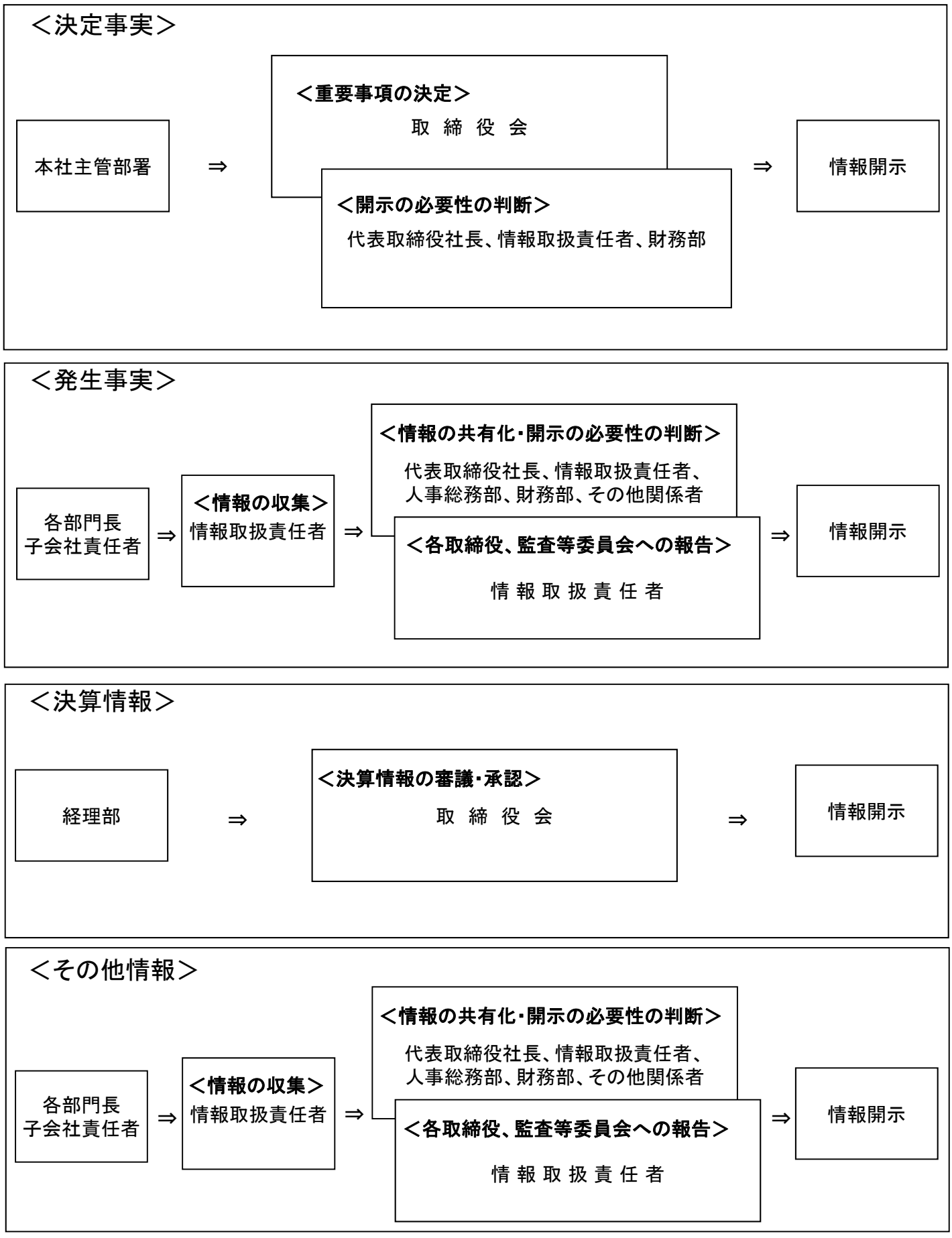
2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

･適時開示体制の概要
当社は、株主･投資家の皆様へ適時適切な会社情報を提供するため、適時開示規則を遵守し、以下の体制で臨んでいます。

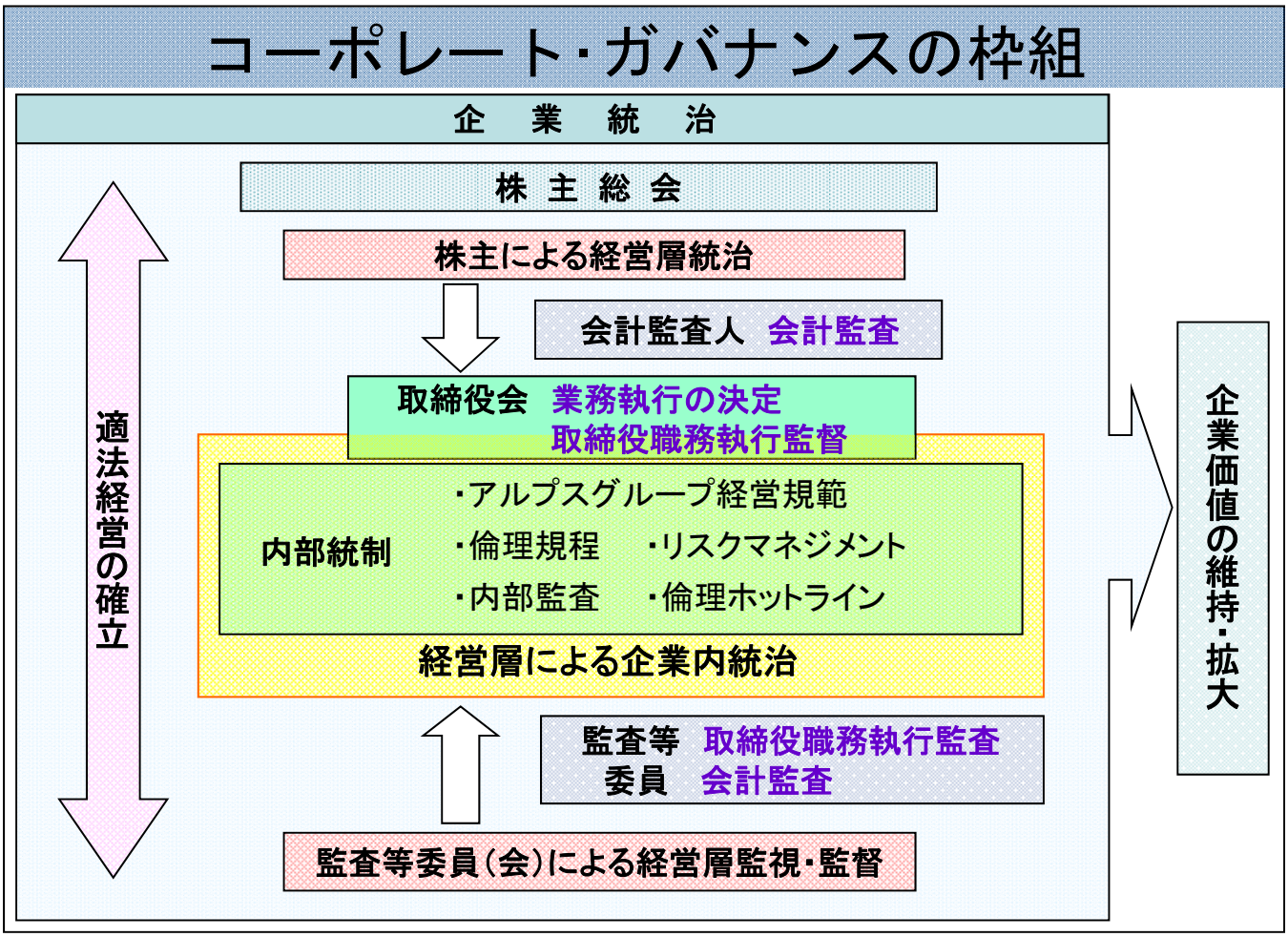
1．適時開示の担当部署
･適時開示における情報取扱責任者を管理担当取締役とし、適時開示規則との照会を財務部が担当しています。
･子会社を含め社内外で発生した会社情報は、代表取締役社長、情報取扱責任者、人事総務部及び財務部が当該情報の主管部門より事実の収集を行い、共有化を図っています。
･決算に関する会社情報は、適時に経理部より本決算及び四半期決算の経過と確定について取締役会に報告されています。

2．適時開示に係る社内体制
･取締役会において審議される会社情報は、財務部を事務局とし、情報取扱責任者がその重要性を判断し、代表取締役社長の確認を経て、適時開示規則に準じて開示します。
･社内外で発生した会社情報は、代表取締役社長、情報取扱責任者、人事総務部及び財務部による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
･決算情報は、取締役会の承認を経て、適時開示規則に準じて開示します。
これらの会社情報は、対外開示と同時に全ての取締役、各営業所･子会社の事業責任者等へ電子メールにより報告されており、また当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しています。

会社情報の適時開示に係る社内体制



コーポレート・ガバナンスの枠組



コーポレート・ガバナンス組織体制

